

総合評価方式の総点検

～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現にむけて～

平成21年3月

国 土 交 通 省

(評価書の要旨)

テーマ名	総合評価方式の総点検 ～価格及び品質が総合的に優れた工事の契約の実現にむけて～	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 前川秀和)
評価の目的、必要性	平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）』が施行されたことを踏まえ、総合評価方式のより一層の活用促進を図るため、平成17年9月には「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を定めたほか、高度技術提案型・簡易型総合評価方式を導入し、その拡大を図ってきたところである。その結果、国土交通省直轄工事においては、飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大し、平成19年度には金額ベースで99%以上の実施率となるまでに至っている。一方、本質的な課題設定がなされているか、過度な技術提案が行われているのではないか、恣意的な評価を行っているのではないか、受発注者への負担が大きいのではないか等の課題も指摘されてきており、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約の実現に向け、今後の総合評価方式のより効率的・効果的な運用に向け検討を行う必要がある。		
対象政策	国土交通省直轄工事における総合評価方式の具体的運用方策		
政策の目的	価格及び品質が総合的に優れた内容の契約の実現による不良不適格業者の排除、施工の効率化、談合が行われにくい環境の整備。		
評価の視点	<p>①総合評価方式を導入することにより、工事目的物の品質向上にどのような効果があるかを検証。</p> <p>②総合評価方式の実施にあたって各段階で課題とされている「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」について個別に評価。</p>		
評価手法	<p>①工事の品質向上に対する効果について 工事事故の発生率及び工事成績評定を比較するとともに、受発注者に対するアンケートによる受発注者の評価を分析。また、「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」により、施工体制確認型総合評価方式の効果について分析。</p> <p>②「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」について受発注者に対するアンケートにより、受発注者の評価を分析。</p>		
評価結果	<p>【工事の品質向上に対する効果について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが工事事故の発生率が低い（価格競争7.0%、総合評価1.9%）。 ・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが工事成績評定の平均点が高い（価格競争74.0点、総合評価78.5点）。 ・技術評価点の得点率が高いほど、工事成績評定の平均点が高い傾向が見られる。 ・施工体制確認型総合評価方式を適用した工事については、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律」に定められた事項のうち、改善すべき事項のあった工事の割合は約29%、その他の工事の場合は約36%と、7ポイント程度優位であることが確認された。 ・受発注者へのアンケート結果によれば、総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の技術力向上等の発現が認められている（期待されている）。 <p>【具体的な運用方法等について】</p> <p>①具体的な運用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受発注者双方とも、技術提案の審査及びダンピング対策に係る事項に対して、約半 		

	<p>数が問題認識をもっている。具体的には、受発注者双方から、評価結果のばらつき、技術提案の課題設定に関する意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者側より受注者側に高い問題認識のある項目として技術提案と予定価格のバランス（過度な技術提案、オーバースペック）があげられる。 <p>②公正性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性・透明性の担保について、発注者側は効果が既に発現していると認識しているが、受注者側は更なる「評価結果の公表」が重要と考えている。 <p>③手続きの負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者側の9割以上が手続きに伴う時間・事務負担に係る事項を重要と考えている。 ・受注者側は技術提案の作成費用に係る事項について重要と考えている割合が発注者側に比べて高い。 <p>⇒上記をふまえ、「課題①技術提案の課題設定」「課題②技術提案の評価」「課題③手続きに要する負担（発注者側）」「課題④技術提案作成に係る負担（受注者側）」「課題⑤評価結果の公表」の5点について改善策を検討する必要。</p>
政策への反映の方向	<p>改善策① 工事特性に応じた課題設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事特性に応じた課題設定を行うため、課題設定にあたっての参考資料として「総合評価方式における課題設定・評価の考え方」を作成した。 <p>改善策② 過度な技術提案の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度な技術提案を防止するため、以下の対応策を整理。 <ul style="list-style-type: none"> ①過度な技術提案を助長させないよう評価の上限値の明示 ②改善効果が低い評価項目や不確実性の高い評価項目は提案課題としない ③コスト負担を要する技術提案は標準案として予定価格に反映 等 <p>改善策③ 手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準型のうち、技術提案を求める項目の数が少なく、かつ、その難易度が低い工事については、簡易型と同程度の手続き期間に短縮した。 ・簡易型のうち、比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事について、施工計画の提案・ヒアリングを実績評価で代替する方式を適用。 <p>改善策④ 情報共有の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案作成に係る応札者側の負担軽減のため、特に負担の大きな工事（政府調達協定対象工事、高度技術提案型等）において工事関連データを提供する。 <p>改善策⑤ 透明性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価に関する透明性をより一層高めるため、技術提案（課題別）、施工体制、その他のそれぞれの加算点を公表する。 ・技術提案として提出された内容のうち、不採用（実施してはならない）となった事項を入札前に通知。
第三者の知見活用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の委員会である「公共工事における総合評価方式活用検討委員会（委員長：東京大学小澤一雅教授）」を活用して検討。（検討委員会の構成員、議事概要等は国土交通省ホームページに掲載）。 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事録及び配布資料は国土交通省ホームページに掲載）
実施時期	平成19年度～平成20年度

目 次

I. 政策評価の目的、視点等	2
II. 制度の概要	4
1 公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要	4
2 総合評価方式の概要	6
(1) 総合評価方式の位置づけ	6
(2) 総合評価方式の概要	7
(3) 総合評価方式の変遷	10
(4) 総合評価方式の類型	12
3 総合評価方式の実施状況	14
(1) 総合評価方式の導入割合	14
(2) 技術提案課題の設定状況	15
(3) 総合評価方式における落札者の状況	16
III. 政策の評価	17
1 受発注者に対するアンケート・ヒアリングの実施	17
2 工事の品質向上に対する効果	18
(1) 工事事故の発生状況	18
(2) 工事成績評定	18
(3) 施工体制に関する全国一斉点検結果	21
(4) 総合評価方式導入による工事の品質向上に関する受発注者の認識	23
3 総合評価方式の運用	24
(1) 具体的な運用方法	24
(2) 公正性・透明性の確保	25
(3) 手続きの負担	26
4 評価のまとめ	27
IV. 政策への反映の方向	28
参考資料	32

I. 政策評価の目的、視点等

1 評価の目的、必要性

国土交通省においては、入札の競争参加者に技術提案を求め、これらと価格を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」を平成11年度より試行してきたが、平成17年4月に『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）』が施行されたことを踏まえ、総合評価方式のより一層の活用促進に努めてきた。具体的には、平成17年9月には「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を定めたほか、同年10月には簡易型総合評価方式を、平成18年4月には高度技術提案型総合評価方式の具体的手続を定めてきた。その結果、国土交通省直轄工事においては、平成18年度以降、飛躍的に総合評価方式の適用件数が拡大し、平成19年度には金額ベースで99%以上の実施率となるまでに至っている。

一方、本質的な課題設定がなされているか、過度な技術提案が行われているのではないか、恣意的な評価を行っているのではないか、受発注者への負担が大きいのではないか等の課題も指摘されており、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約の実現に向け、今後の総合評価方式のより効率的・効果的な運用に向け検討を行う必要がある。

2 評価の対象

国土交通省直轄工事における総合評価方式の具体的運用方策。

3 評価の視点

主として以下の視点から評価を行う。

- ①総合評価方式を導入することにより、工事目的物の品質向上にどのような効果があるかを検証。
- ②総合評価方式の実施にあたって各段階で課題とされている「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」について個別に評価。

4 評価の手法

これまでの総合評価方式の具体的な実施状況についてまとめるとともに、その効果については工事成績評定等の工事の品質確保の状況を示す指標より評価を行う。また、具体的な運用方法等について受発注者に対するアンケート（平成20年10～11月実施）及びヒアリング調査（平成21年1～2月実施）の結果を活用する。

5 実施体制

本政策レビューを行うにあたり、既存の委員会である「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」を活用して検討を実施した。

公共工事における総合評価方式活用検討委員会 委員名簿 (H21.3 現在 : 外部委員 (敬称略))

委員長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委 員	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科 教授
委 員	小林 康昭	足利工業大学工学部都市環境工学科 教授
委 員	福田 昌史	高知工科大学 客員教授
委 員	渡邊 法美	高知工科大学フロンティア工学教室 教授
委 員	村田 瞳昭	(社) 日本土木工業協会 公共工事委員長 (鹿島建設株専務執行役員)
委 員	本間 達郎	(社) 全国建設業協会 理事
委 員	谷村 隆三	(社) 全国建設業協会 理事

また、政策評価の制度設計、運営状況等について専門的・中立的観点で意見を頂くため、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」を設置しており、本政策レビューにおいても昨年 11 月の政策評価会において政策レビューの経過報告を行い、委員の有識者から助言を頂いた。

国土交通省政策評価会 委員名簿 (H21.3 現在 (敬称略))

石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 美幸	学校法人麻生塾 法人本部 ディレクター
森田 祐司	監査法人トーマツ パートナー (公認会計士)
山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授

II. 制度の概要

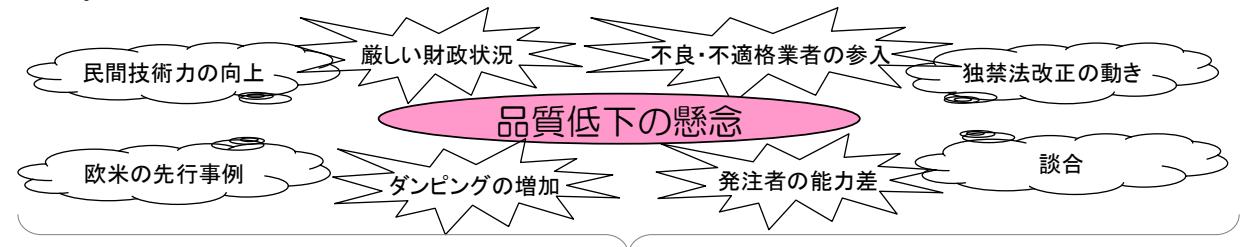
1 公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品購入とは異なり、入札で落札者となった施工者の技術力によって品質が左右されるため、発注者は個々の工事の内容に応じて、適切な技術力を有する企業を施工者として選定するとともに、適切な監督・検査を実施することで、より公共工事の品質を確保する必要がある。このような背景をふまえ、品確法は公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進することを目的に、議員立法として平成17年3月31日に公布、翌4月1日より施行された。

品確法においては、まず、基本理念として、公共工事の品質は、①現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすこと、②経済性に配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされること、③より適切な技術又は工夫がなされることによって、確保されなければならないとされている。

また、公共事業の品質確保に当たっては、④受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札・契約の適正化、⑤民間事業者の能力の活用、⑥発注者と受注者の対等な立場での合意による公正な契約の締結、その誠実な履行等に配慮することも掲げられている。

この基本理念に基づき、各条文において、基本方針の策定（第8条）、競争参加者の技術的能力の審査（第11条）、競争参加者の技術提案（第12条）、技術提案の改善（第13条）、高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格（第14条）などが規定されており、公共工事の調達は、これまで行ってきた価格のみの競争による調達から、価格と品質を総合的に評価する調達へと大きく転換されることとなった。



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(H17.3.31公布)

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
(第3条第2項)

- 工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査(第11条)
- 技術提案を求める入札(第12条)
- 技術提案についての改善が可能(第13条)
- 技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成(第14条)

外部支援の活用による発注者支援(第15条)

政府の策定する「基本方針」(第8条)に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる(第9条)

図1 公共工事の品質確保の促進に関する法律の概念図

なお、品確法における「公共工事」の定義は、「公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日公布）（以下、入札契約適正化法という。）」第 2 条第 2 項に規定する公共工事である「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」であるが、公共工事に関する調査・設計についても、品確法第 3 条第 7 項に「その品質が確保されるようにしなければならない」とされるとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定）」（以下、基本方針という。）で「その品質確保は公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与する」とされており、調査・設計業務も品確法の対象に含まれている。

しかしながら、調査・設計業務の総合評価方式は本格導入がなされたばかり（平成 20 年 5 月 2 日付けて財務省との包括協議が成立）であることから、本政策レビューにおいては、国土交通省直轄工事における総合評価方式の具体的な運用方策を対象としている。

2 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式の位置づけ

総合評価方式とは、工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式であり、応札価格の最も低いものと契約を行う価格競争方式と対をなす落札者決定方式であり、品確法第3条第2項に対応するものである。

参考：品確法第3条第2項

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

なお、会計法で定めている一般競争入札とは、「公告により不特定多数の者を誘引し申込みをさせる方法によって競争を行わせ」る方式であり、指名競争入札と対をなす入札方式である。（ただし、国土交通省直轄工事においては、ほぼ全てを一般競争入札＋総合評価方式で実施。）

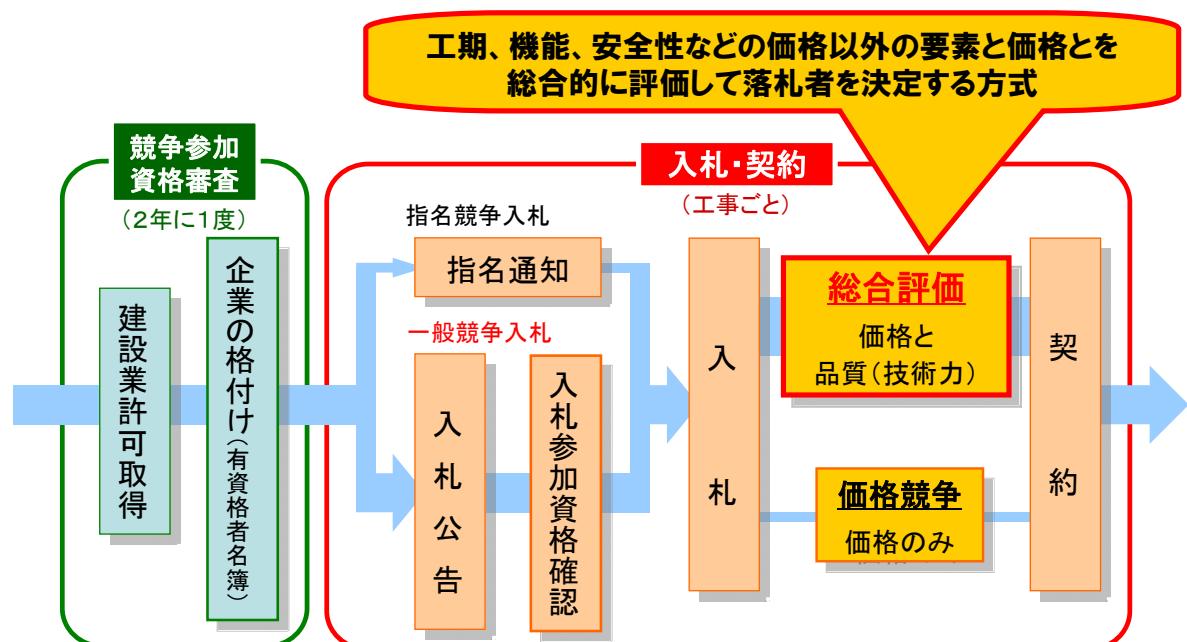


図2 入札契約手続きの中での総合評価方式の位置づけ

(2) 総合評価方式の概要

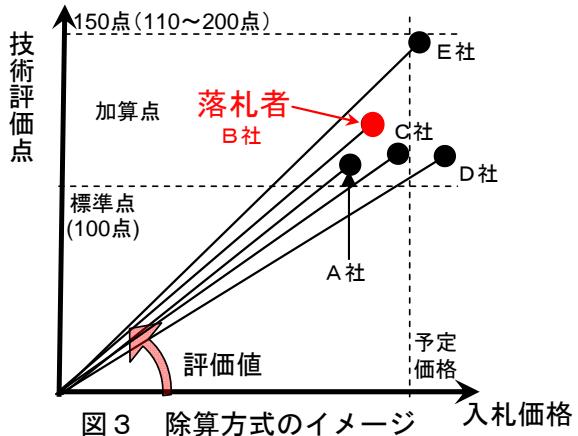
・総合評価方式の仕組み

予定価格の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする方式のことであり、国土交通省では除算方式を基本としており、以下の算出式に則り評価値を求める。

除算方式

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点}) / (\text{入札価格}) = (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})$$

具体的には、評価値は縦軸に技術評価点、横軸を入札価格とした際の傾きを示すこととなり、例えば図3においては、価格競争の場合はA社が落札候補者となるが、総合評価方式を適用した場合はB社が落札候補者となる。(D社、E社は予定価格を超過しており、評価値が高くとも落札者とならない)



なお、総合評価方式は加算方式もあり（具体的な算定式は下記のとおり）、国土交通省直轄工事においてはこれまでに20件の契約実績がある。（ α は0.5～3の範囲で工事ごとに設定）

加算方式

$$\text{評価値} = (\text{価格評価点}) + \alpha \times (\text{技術評価点})$$

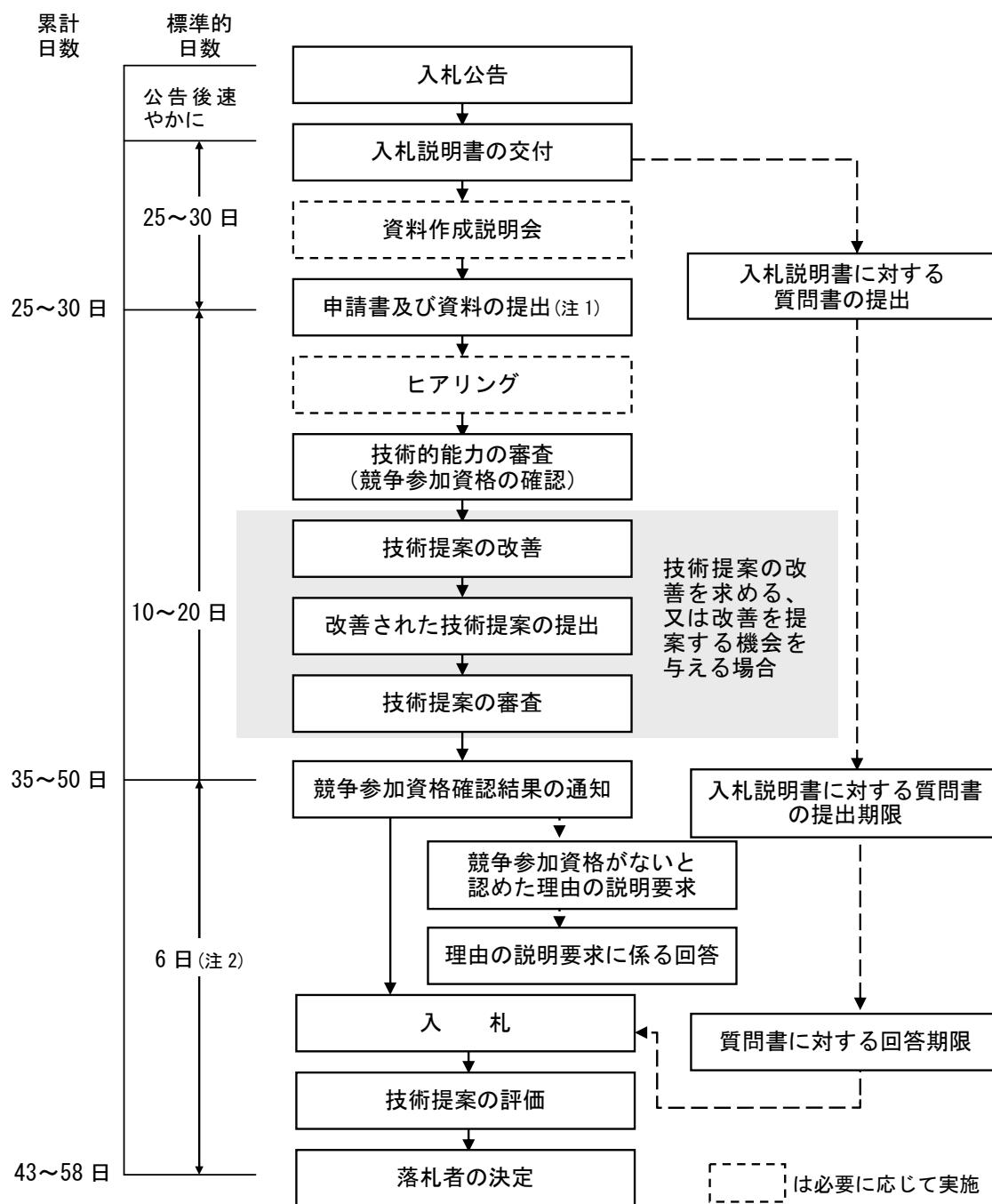
・手続きフロー

基本的な手続きは価格競争とほとんど変わらないが、異なる点としては、

- ① 入札公告・入札説明書において、技術提案を求める内容・技術提案の評価の方法を明示
- ② 予め示した評価方法に基づき提出された技術提案を審査

の2点である。また、これらを実施するにあたって、第3者機関の意見聴取を行っている。

例示として、総合評価方式（標準型）の手続きフローを示す。



(注1) 申請書及び資料とは、競争参加資格確認申請書及び技術資料のことであり、技術資料とは、技術的能力の審査に要する資料及び技術提案をいう。

(注2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図4 標準型の入札・契約手続フロー

・技術提案の項目

技術提案の項目については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（公共工事発注官庁申し合わせ）」に例示として「総合的なコストに関する事項」、「工事目的物の性能・機能に関する事項」、「社会適用性に関する事項」と示されているが、具体例については表5のとおりである。

表5 施工上の技術的課題の例

施工上の技術的課題			備考
総合的なコスト	ライフサイクルコスト	□供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される。	機械設備の燃料消費量の削減
		□維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される。	橋梁等の塗装
	補償	□補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。	水利権、漁協権等の補償期間の短縮
工事目的物の性能・機能	性能・機能	□自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行性（平坦性、視認性等）が求められる。	道路舗装
		□低騒音・低振動化により、住民満足度が向上する設備。	設備の騒音、振動
		□材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形管理が求められる。	コンクリート構造物等
		□施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	利水容量等の確保
社会的要請	近接施工	□鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
		□架空線があり、施工に配慮を要する。	
		□地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
		□民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
		□病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	現道作業	□施工にあたり交通規制が伴う。	
		□施工にあたり、歩行者の安全対策に配慮を要する。	
	水質汚濁	□水質汚濁防止の対策が必要。	
		□地下水遮断の対策が必要。	
	騒音・振動	□施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
	大気汚染	□施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
	臭気	□施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下	□施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
	揮発性有機化合物	□施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。	
	環境	□自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵、自然改変面積

(3) 総合評価方式の変遷

我が国の公共工事においては、建設省（現国土交通省）が平成 10 年 11 月に掲示した「今井 1 号橋撤去工事」において最初の総合評価方式を適用した。また、平成 12 年 3 月には大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）に準ずることにより、工事案件毎の個別協議が不要となったため、事務手続きに係る時間が軽減された。

「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成 12 年 9 月、建設省）に示されるとおり、当初の総合評価方式は、民間企業の優れた技術力を活用することにより、調達の VFM (Value for Money、単位価格あたりの価値) を向上させ、社会的便益を増大させることを目的としたものであり、求められる工事品質の上限値に対応した工事価格を予定価格とすることにより予定価格の上限拘束性を緩和し、標準的な工法に比べコストが大きくともそれ以上の社会的便益を生じる技術を採用できる仕組みが取り入れられていたが、この作業が困難かつ負担の大きいものであり、総合評価方式の導入拡大が進まない要因となっていた。

このような状況に対して、平成 14 年 6 月に定めた「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」により、標準点を 100 点、加算点を当面 10 点とともに、予定価格を標準案の価格とする方式を提示し、総合評価方式の導入拡大を促進した。これにより、総合評価方式に係る作業量が大幅に軽減され、国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用割合が金額ベースで 2 割程度まで拡大されることとなった。

さらに、平成 17 年 4 月に品確法が施行されることにより、公共工事の品質を確保するための調達の基本理念が総合評価方式であることが明示された。これにより、国をはじめ地方公共団体における「技術的な工夫の余地が小さい工事」にも工事品質確保の観点から適用できる総合評価方式が求められ、発注者の作成した標準案の工事を確実に履行するための技術力と価格を総合的に評価する簡易型が新たに設けられるとともに、一方で、品確法により定められた「技術提案の改善」、「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」の事項を運用することにより、工事目的物の改変をも対象とした高度な技術提案を求める高度技術提案型総合評価方式の概念を打ち出した（平成 17 年 9 月）。これにより、平成 14 年 6 月の通達に基づく方式を標準型とし、これに簡易型、高度技術提案型が加わることにより総合評価方式の体系が整備され、公共工事においてはその工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じていずれかの方式が適用可能となった。これにより平成 17 年度においては、金額ベースで 4 割の直轄工事に総合評価方式が適用された。（簡易型の詳細な手続きは平成 17 年 10 月に通知、高度技術提案型の詳細な手続きは平成 18 年 4 月に通知。）

平成 17 年度後半からは、著しい低価格入札による競争が一層激しくなるとともに、粗雑工事等による工事品質の低下の懸念が一層高まったため、平成 18 年 12 月には「緊急公共工事品質確保対策について」をとりまとめ、その中心的な施策として、総合評価方式に新たに施工体制評価点を導入した（施工体制確認型総合評価方式）。

さらに、平成 20 年度においては、100 年に 1 度と言われる不景気が訪れる中、経済対策の観点から、補正予算の執行を早期に行うべく、簡易な施工計画及び配置予定技術者のヒアリングを省略する実績を重視した総合評価方式を適用した。

表6 総合評価方式の変遷

平成10年11月	我が国で初の公共工事における総合評価方式の試行 建設省は今井1号橋撤去工事において総合評価方式を試行する（平成10年11月掲示、平成11年6月契約）。
平成12年 3月	「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（公共工事発注省庁申合せ） 公共工事発注機関が総合評価方式により調達を行う場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と包括協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめる。
平成12年 9月	「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」 建設省直轄工事において総合評価方式を実施する場合の手続の留意点等を示す。
平成14年 6月	「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」 総合評価方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価方式により調達を行う場合の性能等の評価方法（標準点と加算点との配点割合、加算点の評価方式等）について、当面の運用試行案をとりまとめる。
平成17年 4月	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行
平成17年 9月	「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」 簡易型、標準型、高度技術提案型の3タイプによる総合評価方式の体系を整備する。
平成17年10月	「簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手續について」
平成18年 4月	「高度技術提案型総合評価方式の手續について」
平成18年12月	「緊急公共工事品質確保対策について」 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」 入札段階を中心とした新たな対策として、施工体制の確認を行う総合評価方式や特別重点調査の試行等を新たに実施する。
平成19年 1月	直轄工事において初の加算方式による総合評価方式の試行 国土交通省は平成19－21年度西谷高架橋工事において初の加算方式による総合評価方式を試行する（平成19年1月公告、平成19年6月開札予定）。
平成20年10月	「平成20年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」 補正予算の早期執行を図るため、簡易な施工計画及び配置予定技術者のヒアリングを省略する実績を重視した総合評価方式を適用

(4) 総合評価方式の類型

公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択する。

◆簡易型

簡易型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用するものである。

簡易型では、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

◆標準型

標準型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

◆高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図7に示す。

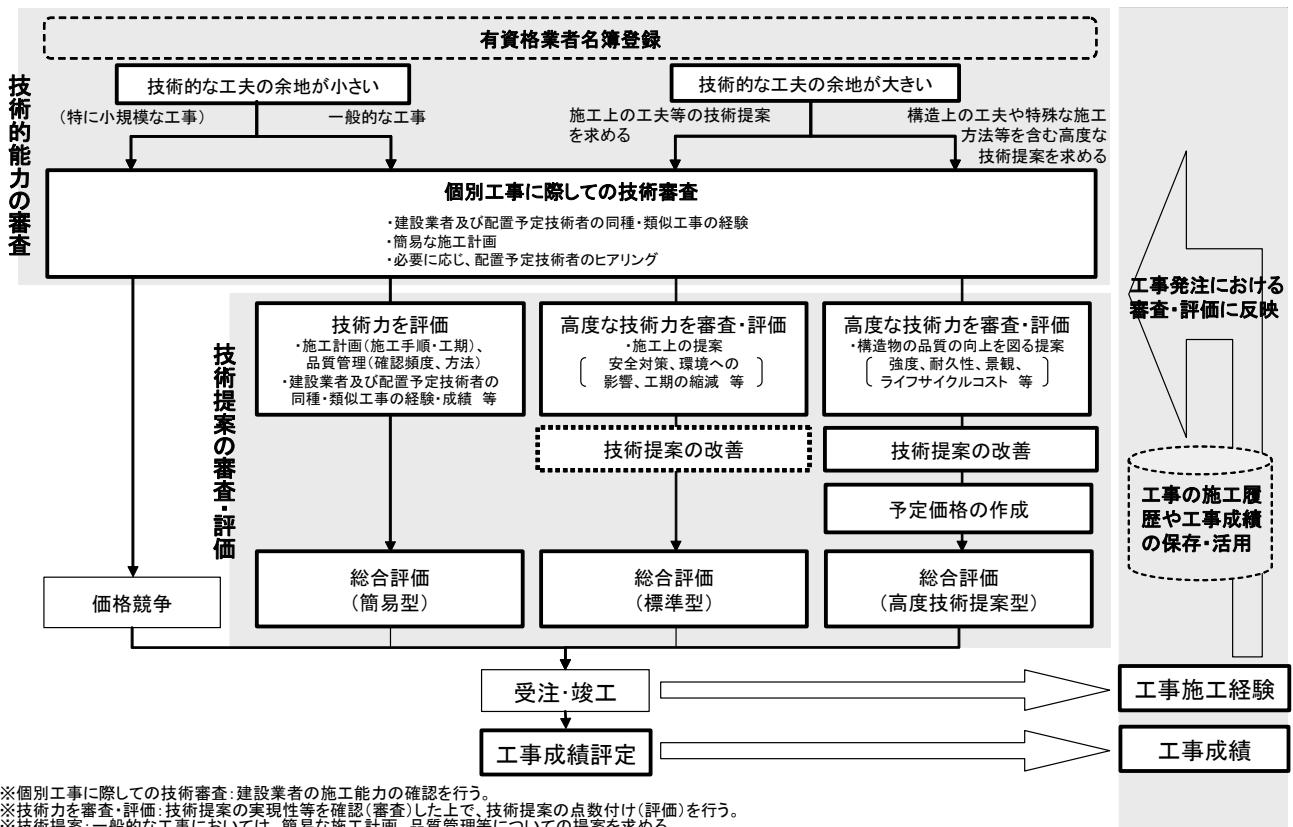


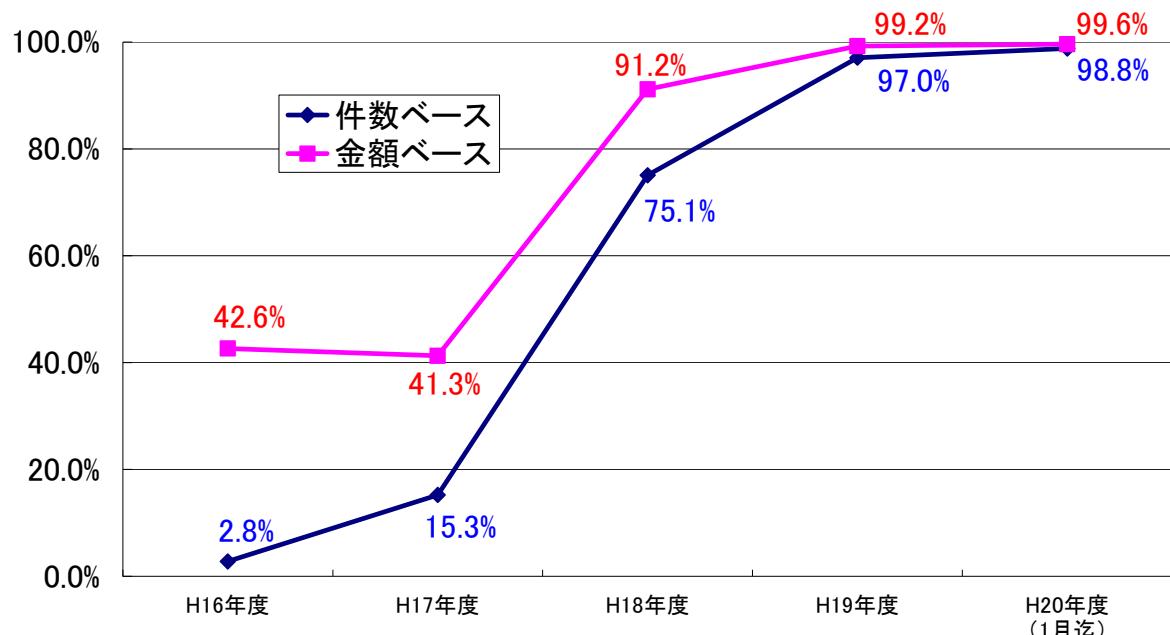
図7 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

3 総合評価方式の実施状況

(1) 総合評価方式の導入割合

国土交通省直轄工事における総合評価方式の導入状況は図8のとおりである。

品確法制定前（平成16年度）は全工事発注件数に占める割合は約2.8%と適用率が低かったが、品確法制定後、年々総合評価方式の拡大を図り、平成20年度には金額ベース・件数ベースとも約99%と、原則実施まで至っている。なお、いずれの年度においても総合評価方式の実施目標として年度当初に設定した割合を上回っている（図9参照）。



※ 8地方整備局で競争入札に付した工事を対象（予定価格100万円未満を除く）

※ 金額は当初契約額ベース。

※ 平成20年度の数値は1月までの速報値である。

図8 総合評価方式の実施状況

総合評価方式の適用工事の拡大:平成20年度は原則実施

H11～	H14～	H17	H18	H19	H20
試行開始	全契約金額の2割以上で実施	全契約金額の4割以上で実施	全契約金額の8割以上で実施 (件数ベース5割以上)	全契約金額の9割以上で実施 (件数ベース6割以上)	原則実施

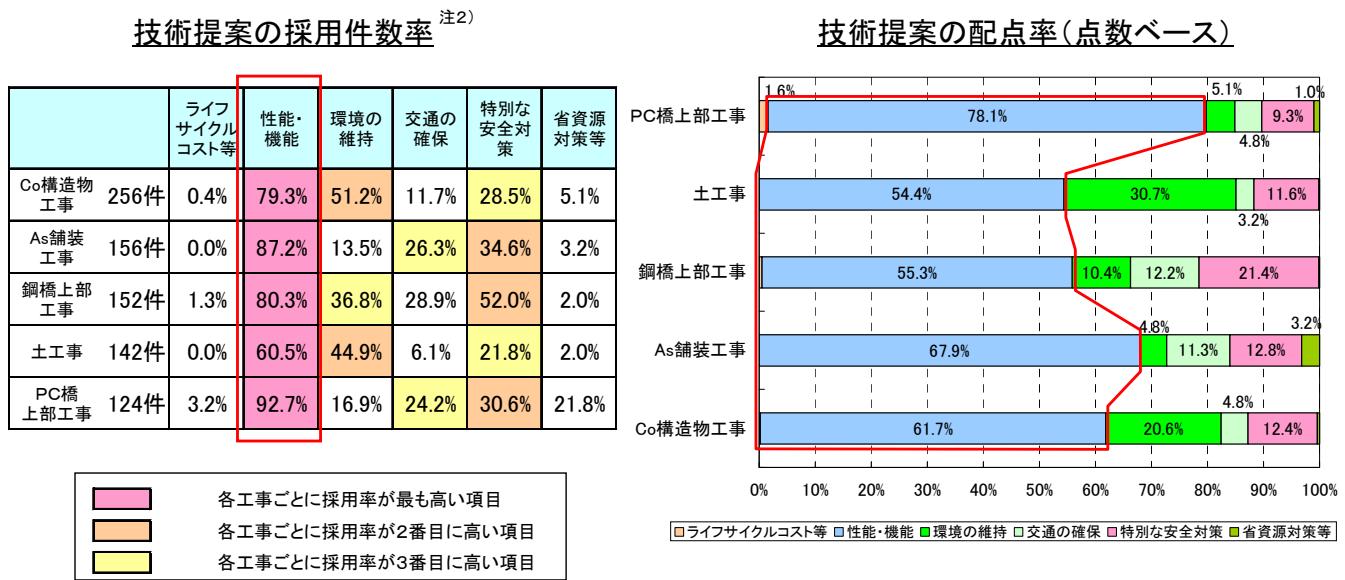
【参考】一般競争入札の拡大:平成20年度は6千万円以上まで

～H16	H17下半期～	H18	H19	H20
予定価格 7.3億円以上 (WTO対象のみ)	予定価格 3億円以上	予定価格 2億円以上	予定価格 1億円以上 (水門設備工事については原則 すべて一般競争入札へ移行)	予定価格 6千万円以上

図9 総合評価方式の導入目標

(2) 技術提案課題の設定状況

各工種ともに、技術提案課題に「性能・機能の向上」に関する事項を採用する工事（採用件数）が6～9割を占めているが、この他に、工事の内容に応じて、「環境の維持」、「特別な安全対策」、「交通の確保」等に関する事項を必要に応じて設定している。



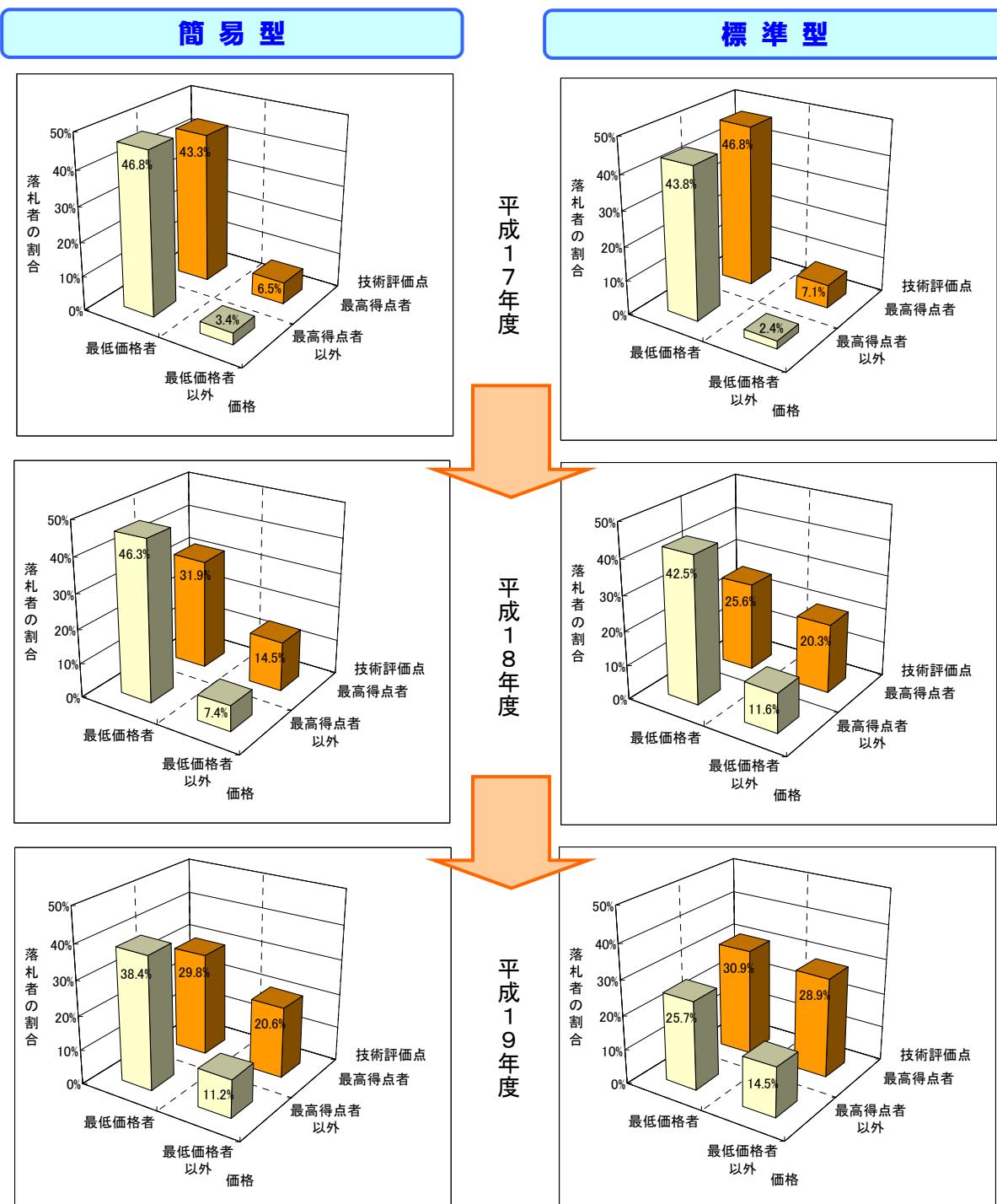
注1)10地方整備局等(北海道、沖縄含む)が発注した平成18年度から平成19年度第3四半期までの契約工事のうち、CORINS登録工種の件数が多い6工種を対象に集計(CORINSデータとマッチングできた1,607件を活用)。

注2)技術提案は各工事に複数設定している場合があるため、合計が100%とならない。

図10 技術提案課題の設定状況

(3) 総合評価方式における落札者の状況

平成 17 年度は落札者のうち、最低価格であった者の割合が全体の 9 割以上と高かった（簡易型：90.1%、標準型：90.5%）が、各地方整備局等において、加算点のウェートの増加や評価項目の改善等を図った結果、平成 19 年度は価格と品質の双方が評価された結果となっている（落札者のうち、最低価格であった者の割合は簡易型：78.2%、標準型：43.4%）。



※ 主要 4 工種（一般土木、A S 舗装、P C、鋼橋上部工）に該当する工事を対象。

図 1-1 総合評価方式の落札者の状況

III. 政策の評価

1 受発注者に対するアンケート、ヒアリングの実施

・アンケートについて

本政策レビューにあたって、受発注者が感じている総合評価方式の導入効果、総合評価方式の運用上の課題等を把握するため、平成 20 年 10~11 月にかけてアンケート調査を実施した。調査項目は下記のとおりであり、回収状況は表 1 2 のとおりである。

- ・ 総合評価方式の導入効果（発注者、受注者）
- ・ 総合評価方式に対する問題意識（発注者、受注者）
- ・ 総合評価方式の評価項目、評価基準の状況（発注者）
 - 〃 望ましい評価項目、評価基準（受注者）
- ・ 評価結果の公表（受注者、発注者）
- ・ その他属性等

区分	対象数	回答数	回答率
国土交通省地方整備局等	10	10 ^{注1)}	100.0%
建設会社	(社)全国建設業協会加盟企業	282	229
	(社)日本土木工業協会加盟企業	126	72

注1)10地方整備局等の他に、工事発注を行っている事務所245から230の回答があった。分析にたっては、国土交通省の回答総数に事務所からの回答数を含めた。

表 1 2 アンケート対象数と回答状況

・ヒアリングについて

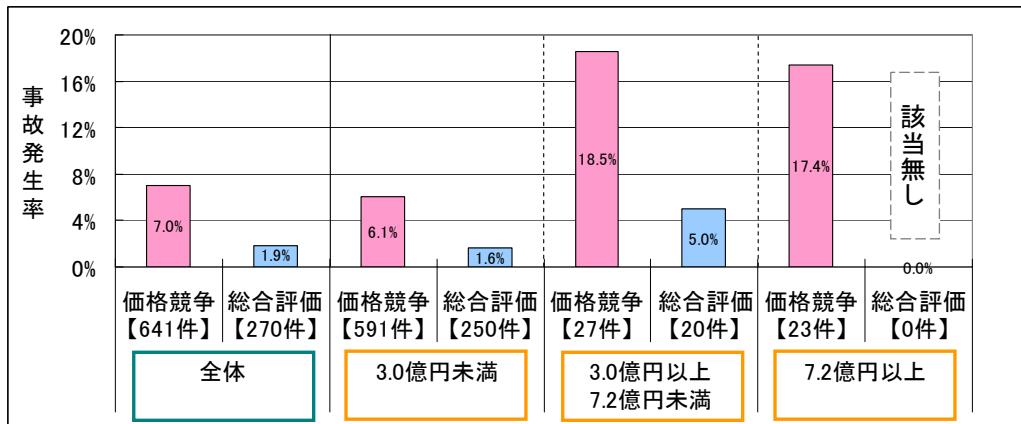
アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の導入に対する具体的な問題について、改善に向けた検討に資することを目的に、問題認識の高い発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を平成 21 年 1 ~ 2 月に実施した。ヒアリング対象者は以下のとおりである。

- 発注者： 国土交通省地方整備局（3）、地方公共団体（2） 計 5 団体
- 受注者： （社）日本土木工業協会 加盟企業（11）、
（社）全国建設業協会 地方協会（2）・加盟企業（5） 計 18 団体

2 工事の品質向上に対する効果

(1) 工事事故の発生状況

総合評価方式（簡易型）の場合は、工事の確実な施工に資する施工計画を評価することを基本としていることから、粗雑工事や事故の発生率の低下等が期待されているところであるが、図13のとおり、工事規模に係わらず価格競争と比べ総合評価方式（簡易型）を適用した工事については工事事故の発生率が低くなっている。（全体では価格競争7.0%、総合評価1.9%）



※ 関東地方整備局におけるH18年度完成工事（簡易型）を対象。

主要4工事種別（一般土木、A S舗装、鋼橋上部工、P C）を対象。

事故発生率＝延べ事故発生件数／工事件数。

図13 工事事故の発生状況

(2) 工事成績評定

工事成績評定とは、工事完成時（検査時）において、契約に適合した適切な施工がなされたかどうか、その程度について評価するものである。具体的には、工事の完成に際し、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来栄え」、「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」の6つの観点から工事の成績をつける（65点からの加点減点を行い、満点は100点）。全工事の工事成績評定平均点は74.9点、標準偏差は4.4点である。（平成19年度竣工工事（営繕関係、港湾空港関係除く））

工事成績の観点から、総合評価方式を導入した効果を分析する。近年は価格競争の工事がきわめて少なくなってきたことから、平成16年度に完成工事で比較すると、図14のとおり、総合評価方式を適用した工事は、適用しなかった工事（価格競争）に比べ、工事成績評定の平均点が4.5点高いという結果となった。

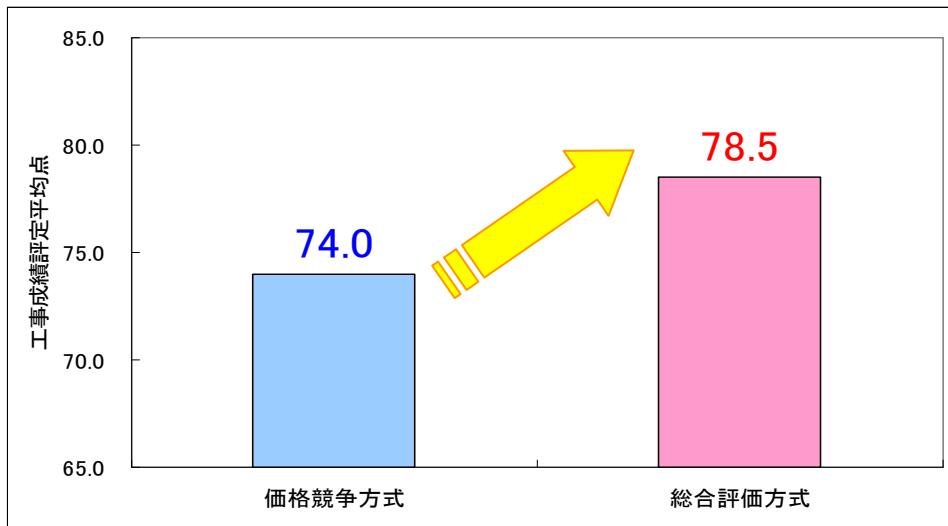
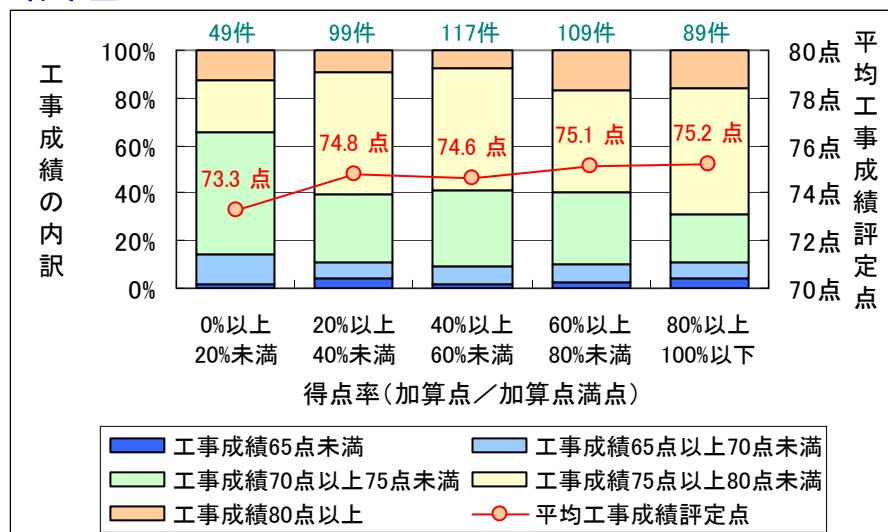


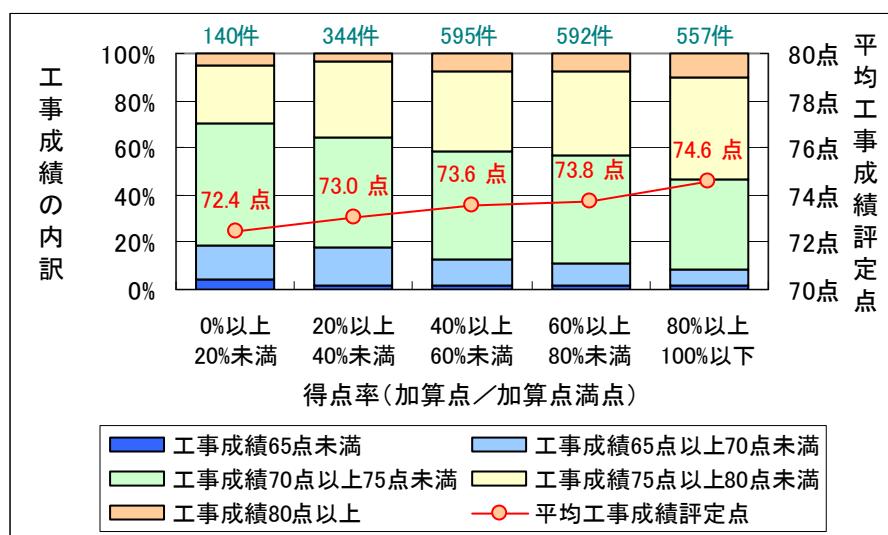
図14 総合評価方式と価格競争方式の工事成績評定の違いについて

次に、技術提案の評価結果と工事の品質確保状況について工事成績評定から分析を行った。結果としては技術提案の得点率が高いほど、工事成績評定が高くなる傾向が見られた（図15参照）。特にその傾向は標準型よりも簡易型において見られるが、これは標準型が「民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めること」を評価しているのに対し、簡易型が「発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力」を評価しているため、簡易型のほうが契約の内容に適合した工事がなされたかどうかを示す工事成績評定に関連性が強いと考えられる。

標準型



簡易型



※ 8地方整備局（港湾空港関係を除く）におけるH18年度完成工事を対象。

主要4工事種別（一般土木、AS舗装、鋼橋上部工、PC）を対象。（次頁以降同様）

図15 総合評価方式における加算点全体の得点率と工事成績評定の関係

(3) 施工体制に関する全国一斉点検結果

・目的

平成 18 年 12 月より「施工体制確認型総合評価方式」が試行されたが、その効果を把握するため、平成 20 年度の「施工体制に関する全国一斉点検」の中で、施工体制確認型適用工事の有効性について調査した。

・点検期間

平成 20 年 10 月から 11 月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施。

・対象工事

請負金額が 2,500 万円以上の工事（建築工事においては、5,000 万円以上の工事）を対象とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を実施。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

計		1,114 件（稼働中工事 8,063 件の約 14%）
内訳	一般工事	630 件（稼働中工事 6,830 件の約 9%）
	低入札工事 工事等	194 件（稼働中工事 194 件の 100%）
	それに準じて重点的な監督 業務を実施する工事	290 件（稼働中工事 1,039 件の約 28%）

・点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目とした。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施した。（詳細は次頁参照）

・点検結果

直轄土木工事（港湾空港関係を除く。）について、施工体制確認型とその他工事について改善事項のあった工件事数の割合を比較したところ、施工体制確認型において改善すべき事項のあった工事の割合は約 29%、他の工事の場合は約 36% と、7 ポイント程度優位であることが確認された。特に「下請業者の完成検査」や「作業手順書作成」などの元請業者による下請施工への適正な管理に係る項目について、その傾向がみられる。

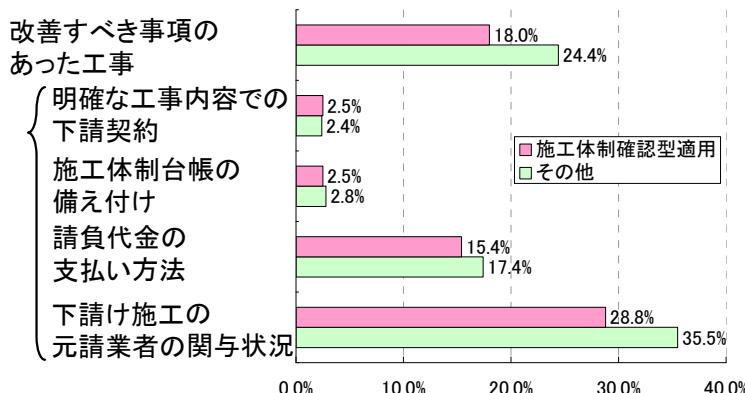


図 16 施工体制確認型の適用有無の違いによる改善すべき事項のあった工事の割合の比較

I. 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置

- ①元請業者の監理技術者等の資格・常駐・同一性（JV構成員含む）（建設業法第26条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第26条第5項等）

ii. 施工体制台帳の備え付け等

- ①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項）③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）、④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、⑤労災保険関係成立票の掲示（労働者災害補償保険法施行規則第49条）、⑥工事カルテの登録申請状況

iii. 下請契約

- ①下請業者の建設業許可（建設業法第3条）、②軽微な工事の下請契約、③明確な工事内容での下請契約（重点点検）、④適切な請負代金の支払い方法（重点点検）

II. 元請業者の下請施工の関与状況等に関する点検項目

i. 元請業者の下請施工の関与状況

- ①技術者の常駐（現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐）、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁への届け出等、⑤近接工事との調整、⑥施工計画書（施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査）、⑦工程管理の実施、⑧施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管、段階確認の実施）、⑨完成検査（下請業者の完成検査）、⑩安全管理（KY活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、災害防止協議会の設置と開催、店舗パトロールの実施、新規入場者教育の実施）、⑪施工調整及び下請業者への指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、工程会議の開催、段階確認の実施、作業手順書の作成・指導・監督）

ii. 紛らわしい施工体系

- ①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

III. 下請業者への点検項目

i. 下請業者の主任技術者の配置状況

- ①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

- ①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態

(4) 総合評価方式導入による工事の品質向上に関する受発注者の認識

受発注者に対するアンケート調査によれば、総合評価方式導入による工事の品質向上に関する認識は図17のとおりである。この結果から、総合評価方式の導入によって、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の技術力向上等の効果の発現が認められている（期待されている）と評価できる。

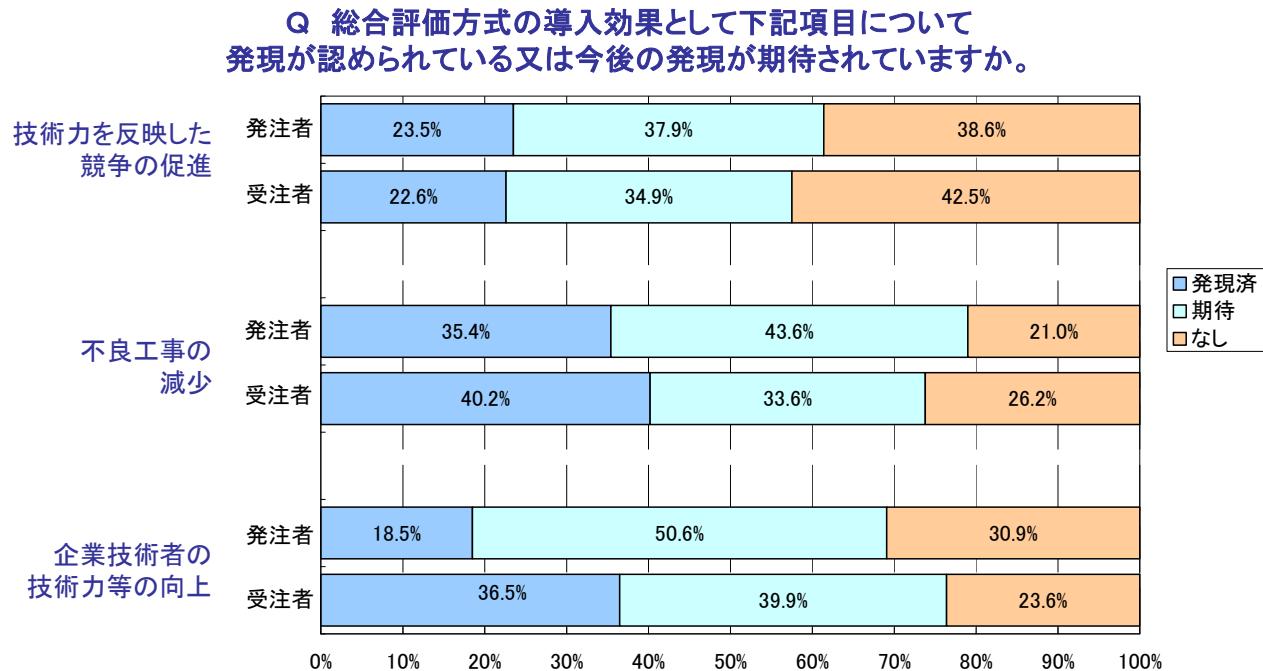


図17 工事の品質向上に関する受発注者の認識

3 総合評価方式の運用

(1) 具体的な運用方法

・技術提案の審査に係る事項

発注者側は59.5%が、受注者側は52.8%が問題意識として重要と回答しており、受発注者とも過半数が問題意識として重要と認識している。

具体的な意見として主なものは、発注者側では「評価結果にバラつきが生じる」、「適切な評価項目の選定に苦慮する」等の技術審査に係る事項のものほか、「発注者としての要求事項が競争参加者にうまく伝わらない」等の受発注者の認識共有化についての意見もあった。逆に受注者側では、「評価結果にバラツキが生じる」「課題設定が不適切な場合がある」等の技術審査にかかる事項のものほか、「要求事項が漠然としている」等の受発注者の認識共有化の意見もあり、受発注者の問題意識はほとんど同じであることがわかった。

・技術提案と予定価格のバランスに係る事項

発注者側は31.3%が、受注者側は56.8%が問題意識として重要と回答しており、発注者側より受注者側のほうが高い問題意識を感じている。

具体的な意見として主なものは、発注者側では「技術提案内容が予定価格に反映されない」、「技術提案よりも価格で決まってしまう工事がある」等の意見があった。逆に受注者側では、発注者側と同様に「技術提案内容が予定価格に反映されない」というものほか、「コストの要する提案をしても設計変更対象とならない」という意見もあった。

・ダンピング対策に係る事項

発注者側では49.8%が、受注者側では57.8%が問題意識として重要と回答しており、受発注者とも約半数が問題意識として重要と認識している。

具体的な意見として主なものは、発注者側では「施工体制確認型の場合、技術提案の内容ではなく施工体制確認の内容で落札者が決まってしまう」等の意見があった。逆に受注者側では、「低入札でも落札できる場合がある」「ペナルティが甘い・ない」「調査基準価格の設定が低すぎのではないか」等の意見があった。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について 問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による

<具体的な意見>

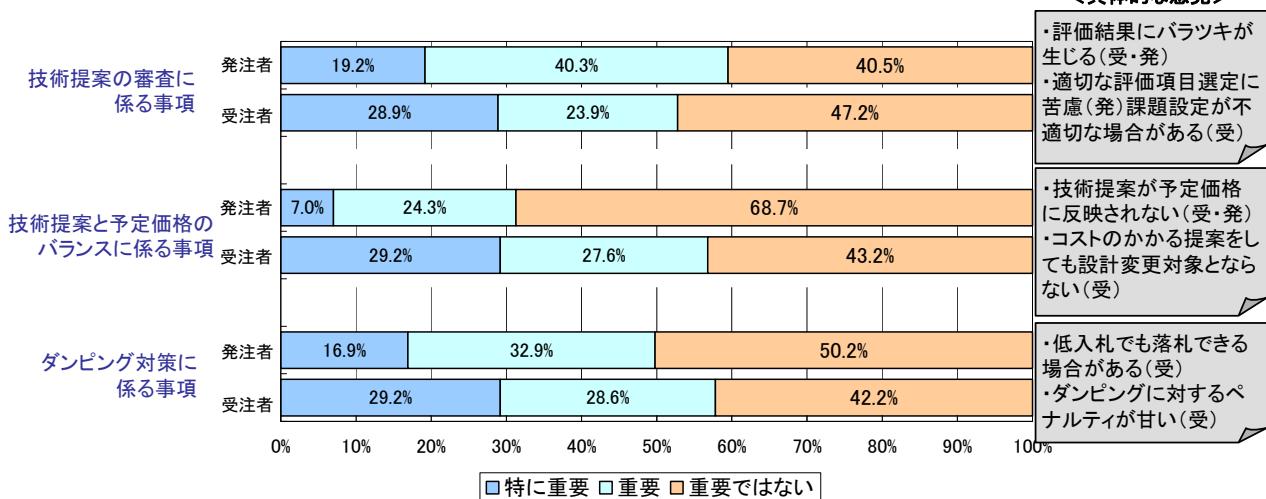


図18 具体的な運用方法に対する受発注者の認識

(2) 公正性・透明性の確保

・導入効果について

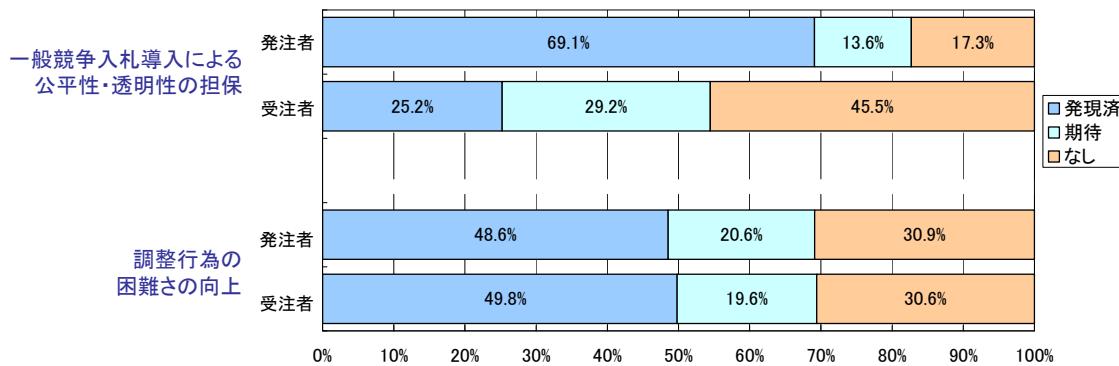
一般競争入札導入による公平性・透明性の担保について、発注者側は82.7%が、受注者側は54.4%がその効果が発現している又は効果の発現を期待していると回答している。また、調整行為の困難さの向上については、発注者側は69.2%が、受注者側は69.4%がその効果が発現している又は効果の発現を期待していると回答している。このように、公正性・透明性の確保といった観点は受発注者とも効果の発現について高い評価を行っていることがわかる。

・問題認識について

公正性・透明性の観点からの問題認識については、評価結果の公表に係る事項に対して、発注者側は36.6%が問題認識を感じている一方、受注者側では69.1%が問題認識を感じているという結果となり、受発注者での認識のズレが大きい。これは「一般競争入札導入による公平性・透明性の担保」の評価結果の裏返しでもあり、発注者側では公平性・透明性を十分に確保していると認識していても、受注者側では不十分と感じていることをあらわすと考えられる。

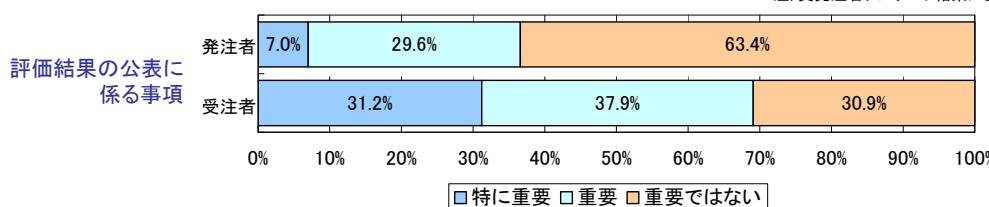
Q 総合評価方式の導入効果として下記項目について発現が認められている又は今後の発現が期待されていますか。

注)受発注者アンケート結果による



Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による



<具体的な意見>

- ・評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい。(受)
- ・採点内容表を全面公開すべき(受)

図19 公正性・透明性の確保に関する受発注者の認識

(3) 手続きの負担

- 手続きに伴う時間・事務負担に係る事項

発注者側は90.1%が、受注者側は53.5%が問題意識として重要と回答しており、受発注者とも過半数が問題認識として重要と回答しているが、特に発注者側での問題認識が高いという結果となった。

具体的な意見として主なものは、受発注者とともに「入札・契約手続きに時間がかかりすぎる」、「入札・契約手続きに関する事務負担が大きい」等の意見が多く、受発注者とも同様の問題認識を抱えていることがわかる。

- 技術提案の作成費用に係る事項

発注者側は24.3%が、受注者側は43.6%が問題認識として重要と回答しており、発注者側よりも受注者側で高い問題認識を示していることがわかった。受注者側の具体的な意見として主なものは「高度技術提案型・標準型・簡易型のいずれの方式においても技術提案の作成のために費用負担が発生している」、「落札できなかった場合、技術資料作成に要する費用を回収できない」という意見が多かった。また、ヒアリングにおける受注者側からの意見として、技術提案作成に必要となる工事関連データの提供をしてほしいという意見があった。

Q 総合評価方式の導入に対して下記項目について 問題認識として重要とお考えですか。

注)受発注者アンケート結果による

<具体的な意見>

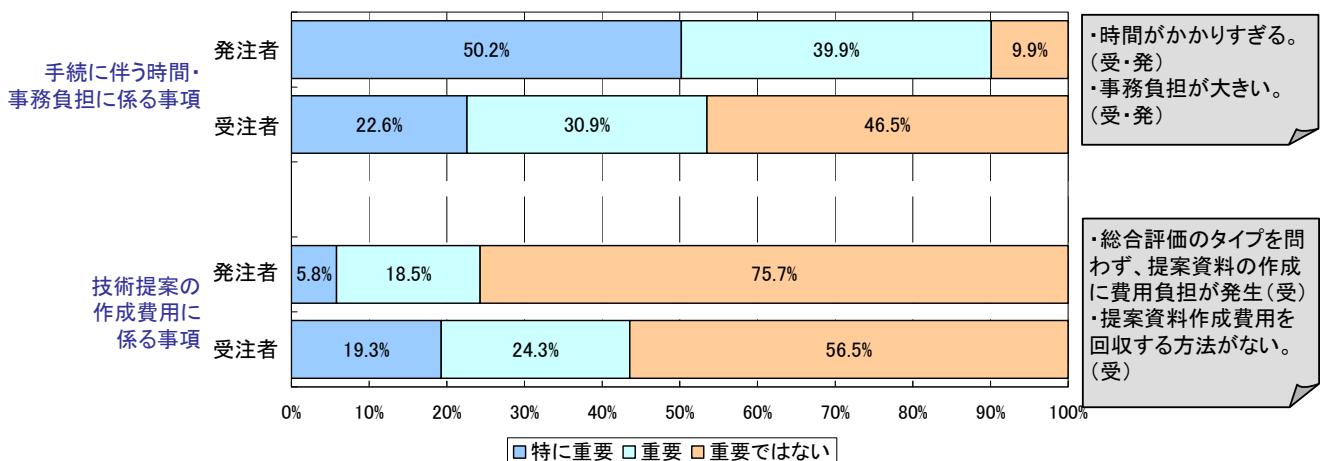


図20 手続きの負担に関する受発注者の認識

4 評価のまとめ

■工事の品質向上に対する効果

- ・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが工事事故の発生率が低い。
 - ・価格競争より総合評価方式で発注した工事のほうが工事成績評定の平均点が高い。
 - ・技術評価点の得点率が高いほど、工事成績評定の平均点が高い傾向が見られる。
 - ・総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や受発注者側担当者の技術力向上等の効果の発現が認められている。
 - ・施工体制確認型総合評価方式を適用した工事については、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律」に定められた事項のうち、改善すべき事項のあった工事の割合は約29%、その他の工事の場合は約36%と、7ポイント程度優位であることが確認された。
 - ・受発注者へのアンケート結果によれば、総合評価方式の導入により、不良工事の減少、技術力を反映した競争の促進や企業技術者の技術力向上等の発現が認められている（期待されている）。
- ⇒ 総合評価方式（施工体制確認型総合評価方式含む）の導入により、より確実な施工が確保された工事が実施されている。また、受発注者の意識についても「品質の向上」を目指した発注に努めるとともに、これに対応した技術力の向上に努めてきていると評価できる。

■「具体的な運用方法」、「公正性・透明性の確保」、「手続きの負担」等

①具体的な運用方法

- ・受発注者双方とも、技術提案の審査及びダンピング対策に係る事項に対して、約半数が問題認識をもっている。具体的には、受発注者双方から、評価結果のばらつき、技術提案の課題設定に関する意見があった。
- ・発注者側より受注者側に高い問題認識のある項目として技術提案と予定価格のバランス（過度な技術提案、オーバースペック）があげられる。

②公正性・透明性の確保

- ・公平性・透明性の担保について、発注者側は効果が既に発現していると認識しているが、受注者側は更なる「評価結果の公表」が重要と考えている。

③手続きの負担

- ・発注者側の9割以上が手続きに伴う時間・事務負担に係る事項を重要と考えている。
- ・受注者側は技術提案の作成費用に係る事項について重要と考えている割合が発注者側に比べて高い。

⇒上記をふまえ、以下の5つの課題について改善策を講ずる。

課題① 技術提案の課題設定

課題② 技術提案の評価

課題③ 手続きに要する負担（発注者側）

課題④ 技術提案作成に係る負担（受注者側）

課題⑤ 評価結果の公表

IV. 政策への反映の方法

①工事特性に応じた課題設定

受発注者へのアンケート調査結果によれば、発注者側からは「適切な評価項目の選定に苦慮する」、受注者側からは「課題設定が不適切な場合がある」という意見があった。この結果をふまえ、今後、工事特性に応じた課題設定を行っていくため、今回のレビューの中で、工事技術的難易度に対応した課題事例シートを作成した。

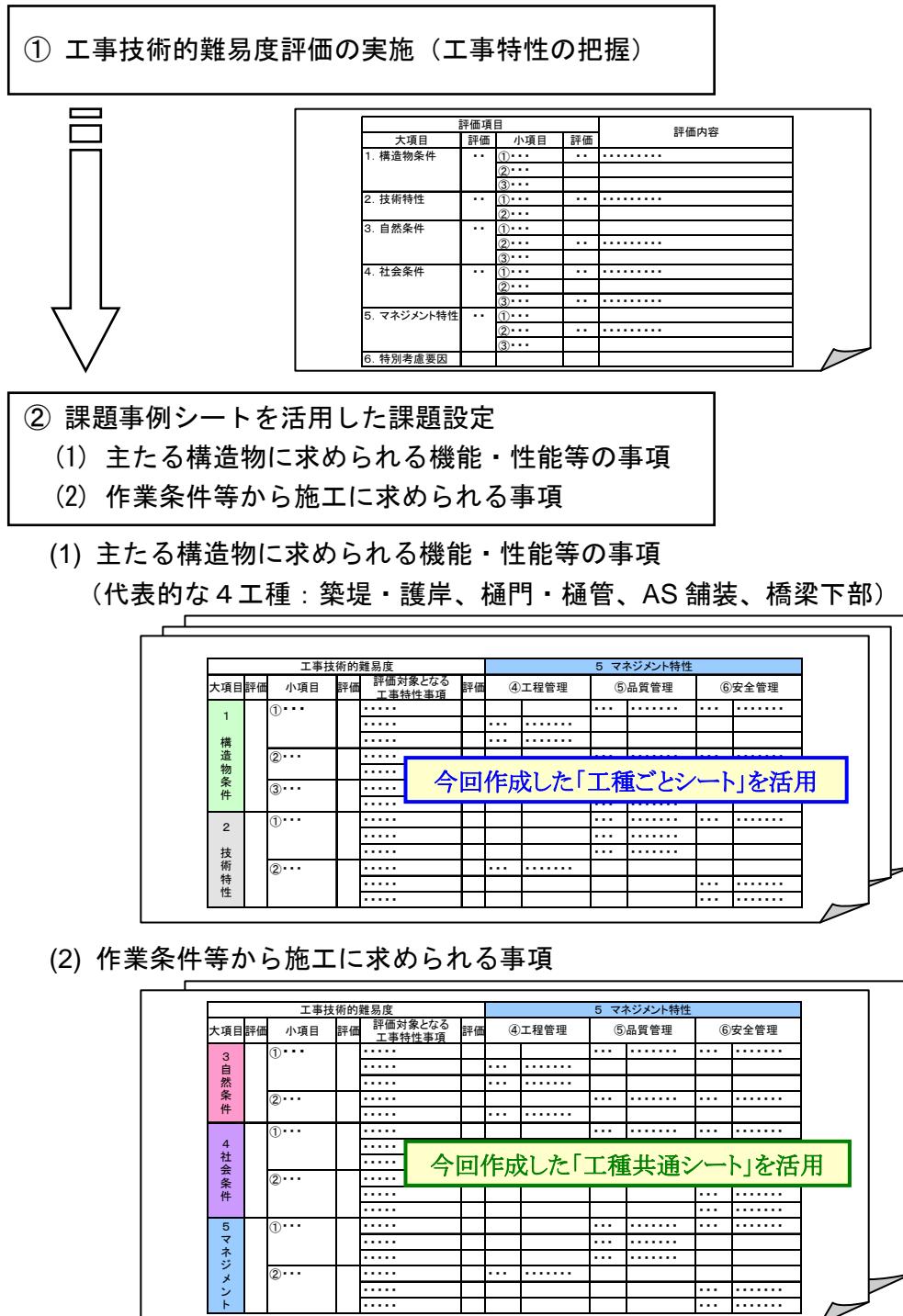


図21 工事技術的難易度を活用した課題設定イメージ

②過度な技術提案の防止

受発注者へのアンケート調査結果によれば、受発注者双方から「技術提案内容が予定価格に反映されない」という意見があり、具体的な事例を通じて対応策の検証を行い、今後の対応策として以下のとおりまとめた。

- ・以下に例を示すような改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける（不確実性の高い）評価項目は、提案課題として設定しない。
 - [例]
 - ・水素イオン濃度（pH）の範囲の差
 - ・トンネル掘削余掘量
- ・コスト負担を要するハード対策（例えば、騒音・振動対策としての防音扉の設置等）が必要な場合には、標準案として予定価格に反映する。
- ・求める技術提案に上限（値）を設定する場合、発注者は予定価格の範囲内で技術提案の上限（値）を履行することが可能か判断する。
- ・予定価格の範囲内で技術提案の上限（値）を履行することが困難、または判断できない場合には「見積りを活用する積算方式」や高度技術提案型（または標準型+見積り活用方式）を適用し、予定価格に反映する。
- ・受発注者間の認識の乖離が生じないよう、技術提案課題や上限（値）の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かり易い記載に努める。

③手続きの簡素化

受発注者へのアンケート調査結果によれば、受発注者双方とも、「入札・契約手続きに時間がかかりすぎる」という意見が多かった。そのため、本来の総合評価方式の目的を達成できる範囲において、「標準型の簡素化」及び「簡易型の簡素化」を図ることとした。

i) 標準型の簡素化

技術提案を求める項目の数が少なく、かつ、その難易度が低い工事については、簡易型同程度の手続き期間とした。（通常3ヶ月程度の手続き期間を技術提案の作成・審査期間を短縮することにより、7週間程度まで短縮）

ii) 簡易型の簡素化

比較的小規模で、施工計画の工夫の余地が少なく、これまでに施工した同種・類似工事の実績で施工の確実性を十分評価できる工事について、施工計画の提案・ヒアリングを実績評価で代替する方式を適用する（通常7週間程度の手続き期間を施工計画の作成・ヒアリングを省略することにより、3週間程度まで短縮）

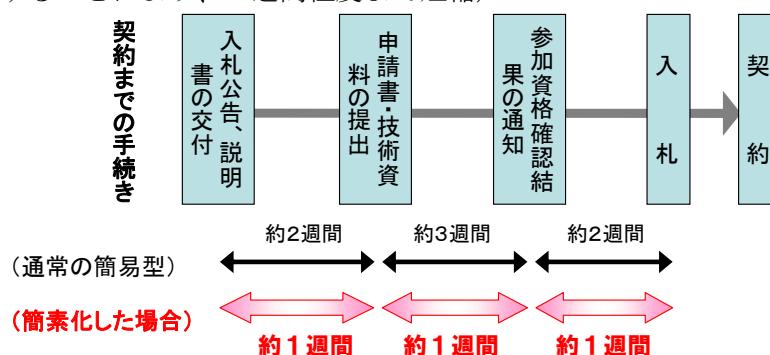


図22 簡易型の簡素化イメージ

④情報共有の促進

受注者側からは、手続きに要する負担として、「高度技術提案型・標準型・簡易型のいずれの方式においても技術提案の作成のために費用負担が発生している」、「落札できなかつた場合、技術資料作成に要する費用を回収できない」等の意見が多かった。また、ヒアリングにおける受注者側からの意見として、技術提案作成に必要となる工事関連データの提供をしてほしいという意見があつた。

そのため、技術提案に要する負担を軽減するため、以下の要領により発注者側が所有する工事関連データの提供の試行を行うこととした。

◆適用工事

技術提案作成の負担の大きな工事を対象（例：WTO対象工事、高度技術提案型）

◆提供情報

地質調査報告書、詳細設計図、数量計算書、構造計算書等のうち、工事内容等を勘案し設定

◆提供媒体

紙面での複写又はCDによる電子データ（PDF）

◆留意事項

個人情報や予定価格の類推を容易とする情報はマスキング処理を実施

⑤透明性の向上

受注者側から、更なる透明性の向上を求められているところであり、「評価結果の内訳の公表」「技術提案の採否の通知の試行」を図る。

i) 評価結果の内訳の公表

従来までは技術評価点の合計値のみを公表している整備局もあったが、今後は①課題別技術提案の得点、②施工体制評価点、③その他（企業の施工実績、配置予定技術者の能力等）の得点ごとに競争参加者の得点を公表することを最低限とし、またホームページで公表することとする。

1. 件名 平成〇〇年度 〇〇〇〇橋下部工事
2. 所属事務所 〇〇〇〇国道事務所
3. 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

業者名	標準点	技術提案		施工体制	その他	加算点合計
		橋脚・橋台鉄筋 コンクリートの 品質向上対策	鋼管ソイルセメント杭の 品質向上対策			
A社	100	4.0	5.0	10.0	9.5	28.5
B社	100	2.0	2.0	30.0	13.5	47.5
C社	100	3.0	4.0	30.0	-2.5	34.5
D社	100	1.0	0.0	30.0	11.5	42.5
E社	100	7.0	3.0	0.0	13.5	23.5
F社	100	5.0	3.0	10.0	0.5	18.5

図23 加算点の公表例

ii) 技術提案の採否の通知の試行

原則全ての工事を対象に、競争参加資格確認通知時点で、技術提案として出された内容のうち、不採用（実施してはならない）となった事項を通知することとする。

技術提案に基づく入札の可否	<p>○：可（評価する、実施義務あり） -：否（評価しない、実施可能） ×：否（評価しない、不採用であり実施不可）</p> <p>総合評価項目</p> <p>総合的なコストに関する事項 1) ライフサイクルコスト ○ [] 低減し、[]</p> <p>工事目的物の性能、機能に関する事項 2) 性能・機能 - [] の [] の明示（保全性、安全性） - [] を [] に設置する。 - [] を [] する。 - [] を設置する ○ [] に [] を設置する。 - [] の設置</p>
---------------	---

図 2 4 競争参加資格確認通知書における記載例

（注）上図は実例であり、技術提案の内容に関して公表はできないので、本資料では墨塗りしているが、競争参加資格確認通知書は技術提案を行った企業のみに送付されるため、実際には墨塗りは行わない

⑥今後のフォローアップ

今回の政策レビューを通じて検討した各方策の効果を把握し、また、引き続き総合評価方式の改善を図るため、総合評価方式の実施状況等について年次レポートを公表していくこととする。

參考資料

◆受発注者に対するヒアリング結果

1. ヒアリング調査の概要

1. ヒアリング調査の目的

アンケート調査より明らかとなった総合評価方式の導入に対する具体的な問題について、改善に向けた検討に資することを目的に、問題認識の高い発注者及び受注者を対象にヒアリング調査を実施。

2. ヒアリング対象者

- 発注者：国土交通省地方整備局(3)、地方公共団体(2) 計5団体
- 受注者：(社)日本土木工業協会 加盟企業(11)、
(社)全国建設業協会 地方協会(2)・加盟企業(5) 計18団体

3. ヒアリング事項

ヒアリング事項	発注者	受注者
① 手続に伴う時間・事務負担等	○	○
② 技術提案の審査・評価	○	
③ 評価結果の公表	○	
④ 技術提案の求め方（オーバースペックへの対応）	○	○
⑤ 技術提案の作成費用		○

2. ヒアリング調査結果の概要

① 手續に伴う時間・事務負担等

題課	時間がかかりすぎる	事務負担が大きい	配置予定技術者が長時間拘束される
発注者	<ul style="list-style-type: none">• 学識経験者への説明時間・事務を軽減するため、局主催の総合評価審査委員会とは別に、河川部、道路部等の部単位で専門部会を設置。• 技術的難易度の低い案件について、簡単な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を導入（入札公告から落札者決定まで7週間から3週間に短縮）。	<ul style="list-style-type: none">• 技術提案の1課題当たりの提案数に上限を設定（最大5提案）。（これ以上削減すると評価が困難）• 総合評価審査委員会資料の簡素化（特に概略版作成労力）。	
受注者	<ul style="list-style-type: none">• 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（標準型・高度技術提案型）。• 発注者の正確な意図を把握する時間を短縮するため、現地の施工条件に合致した具体的な標準案を事前に明示。• 早期の辞退を促すため、入札前に技術評価点（評価ランク）を公表、あるいは二段階選抜方式の採用。（特に高度技術提案型）。• 技術資料の提出から入札までの期間短縮（2ヶ月→1ヶ月）（標準型）。• 必要に応じ、技術対話を省略（高度技術提案型）。	<ul style="list-style-type: none">• 技術提案の課題数・項目数に適切な上限を設定（整備局等の中には総計30～60項目の提案が可能な例がある）。• 技術提案書の枚数・文字数に上限を設定（整備局等の中にはA4:50枚以上の提出が可能な例がある）。• 技術提案書の全国統一様式の設定。• 受発注者間の情報共有のため現場説明会の復活。• 具体的な標準案の明示（標準型）。• 標準案を採用する場合でも、施工計画を求められる例があり、提出の廃止（標準型）。	<ul style="list-style-type: none">• 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 ⇒ 会計法上は入札後の辞退は不可。• 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、技術資料の提出時点では配置予定技術者の申請を求めずに、入札時点で提出させる手続の構築。 ⇒ 通達上は入札説明書の交付の翌日から原則として10日以内に提出。
全建 地方協会 ・ 加盟企業	<ul style="list-style-type: none">• 現行の手続期間は適切な技術力評価を行うために必要であり、短縮する必要はない（簡易型・標準型）。• 施工計画に差が生じないものについて、簡単な施工計画を求めない実績重視型の総合評価方式を活用（実績は過去の現場担当者の努力を積み上げであり、不公平とは思わない）（導入に際しては受注の偏りが生じないよう留意してほしい）。	<ul style="list-style-type: none">• 公告文における施工場所等について、地番まで含めた詳細な条件の明示（簡易型）。• 公告段階で詳細な工事数量を記載した見積用資料の閲覧または提供（簡易型）。• 簡易な施工計画で求める課題数・文字数を限定（1課題、300字程度）（簡易型）。• 質問に対する迅速な回答。• 経営事項評価点数や工事実績等の提出の省略（CORINS等のデータベースの活用）。	<ul style="list-style-type: none">• 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札価格調査となった時点で辞退する手続を構築。 ⇒ 会計法上は入札後の辞退は不可。• 配置予定技術者の拘束期間を短縮するため、低入札調査基準価格未満の場合は自動的に失格する仕組みを構築。 ⇒ 会計法上は自動的に失格は不可。

2. ヒアリング調査結果の概要

② 技術提案の審査・評価

課題		評価結果のバラツキが生じる
発注者		<ul style="list-style-type: none"> 技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、配点や評価方法は事務所の判断で設定。 事務所間の評価結果のバラツキを小さくするため、整備局等が設置した総合評価審査小委員会で評価方法の方向性を提示。 過去の評価結果のデータベース化及びその活用。 案件ごとの評価結果のバラツキを小さくし、加算点に見合った技術提案を求める観点から、相対評価ではなく、絶対評価を採用。
受注者	土工協 加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果のバラツキは発注者が工事特性に応じて判断した結果と認識。 発注者の意図を的確に把握するため、現場説明会等の機会を活用。
	全建地方協会 ・加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> 土木や建築等の分野に係わらず工事成績評定点の平均点を算出・評価しているため、分野別の評価が必要。

③ 評価結果の公表

課題		評価結果を具体的に公表(個別通知)して欲しい
発注者		<ul style="list-style-type: none"> 知的財産保護の観点から、技術提案書の内容は非公開。 技術提案が形骸化してしまう恐れがあることから、技術提案内容とその結果の公表には慎重。 一部の整備局等では、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否を通知。
受注者	土工協 加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> 企業のノウハウに係わらない一般的な技術提案内容であれば、開示しても問題なし。 評価結果の公表・通知は、自社の技術力の研鑽の観点からも必要(採否だけでなく優劣の開示も要望)。 一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望(入札前辞退の判断にも活用)。
	全建地方協会 ・加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> 公表を前提とした簡易な施工計画の提出と、契約後の公表(簡易な施工計画であれば知的財産権に関する事項は含まれないと想定されるため)。 ⇒ 公表を前提とするため、自由な提案を阻害する恐れ。 提案が履行できなかった場合とそのペナルティの公表。 一部の整備局等のように、競争参加資格の確認結果と併せて技術提案した企業に自社提案の採否通知を要望。

2. ヒアリング調査結果の概要

④ 技術提案の求め方(オーバースペックへの対応)

課題		今回の検討における対応案について	その他の留意事項
発注者			<ul style="list-style-type: none"> 技術提案課題に対するオーバースペックの具体例を明示。 事前の見積と入札額との乖離があり、技術提案に対する適切な見積の提出を求める観点から、技術提案書と同時に入札書を提出(高度技術提案型)。
受注者	土工協 加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> 今回の検討における対応案については概ね評価。 「見積りを活用する積算方式」については、予定価格に反映された技術提案の公表。 発注者が過度な技術提案と判断しても、企業にとってそれほどコスト負担にならない提案もあるため、オーバースペックの例示は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な標準案の明示(標準型)。 自由提案の廃止。 過度なコスト負担を要する技術提案の判断基準・具体例の明示。 提案内容の効果を検証できない項目の廃止。 過度なコスト負担を要する技術提案を防止するため、配置予定技術者ヒアリングを重視。 発注者の意図を確認するため、技術提案前に発注者との対話機会の確保、あるいは現場説明会の復活。
	全建地方協会 ・加盟企業	<ul style="list-style-type: none"> 今回の検討における対応案については概ね評価。 発注者が過度な技術提案と判断しても、企業にとってそれほどコスト負担にならない提案(自社保有機械の活用等)もあるため、オーバースペックの例示は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 自社ノウハウに係る質問が可能な機会の確保(現行では質問回答が全競争参加者に配布される)。 オーバースペック防止の観点から、提案項目数を制限。 優れた技術提案を妨げる過剰なオーバースペック対策への懸念。 過度なコスト負担を要する技術提案の具体例の明示。

2. ヒアリング調査結果の概要

⑤ 技術提案の作成費用

課題	費用負担の軽減	提案資料作成の費用を回収する方法がない
発注者		<ul style="list-style-type: none">入札説明書に技術提案に要するコストを算入した入札書作成の旨を明示。
受注者 土工協 加盟企業	<ul style="list-style-type: none">質問に対する迅速な回答と、具体的な内容の回答。技術提案課題数・項目数の上限設定。現地周辺の環境・地質条件の明示やデータの提供。設計図面のCADデータの配布。配置予定技術者ヒアリングを重視。二段階選抜方式の導入。自由提案の廃止。	<ul style="list-style-type: none">全応札者の技術提案費用を還元できる仕組みの構築(高度技術提案型)。 ⇒ 技術提案作成費用の負担により、作成費用目当ての質の悪い技術提案が増加する可能性。 ⇒ 標準型では技術提案費用は問題なし。 ⇒ 技術提案作成費用は営業活動経費の範囲であり、落札時に回収。
全建地方協会 ・加盟企業	<ul style="list-style-type: none">技術提案作成費用は営業活動経費の範囲(簡易型)。受発注者間の情報共有のため現場説明会の復活。配置予定技術者ヒアリングの電話での実施。	

◆第三者からの主な意見（公共工事における総合評価方式活用検討委員会）

＜これまでの総合評価方式のフォローアップについて＞

- ・発注者の視点によるフォローアップは重要である。ただし、発注者の視点だけではなく、例えば、環境の維持等については、現地の住民により評価されるかどうか等、外部の視点も将来的には入れるようになることが望ましい。
- ・品確法の施行に伴い総合評価方式を急速に適用拡大してきたため、現場に混乱が生じることを懸念していた。フォローアップを継続し問題点を適宜改善してきたことで、総合評価方式の導入が望ましい方向に進んでいるものと考えられるが、今後は導入効果の検証をより一層深めていくことが重要である。
- ・国土交通省においても地方整備局等による運用の相違が見られるが、これは各地方整備局等が地域特性を考慮し運用方針を検討した結果であり、その相違自体を一概に否定することはできない。それぞれの発注者が、どの様な考え方に基づき運用基準を定めているかを整理すると良いかもしれない。

＜アンケート調査について＞

- ・手続きに要する時間と事務負担の増加が、総合評価方式の導入課題として挙げられているが、導入効果が認められるのであれば、契約セクションの体制を強化するような人員配置を検討することも考えられる。

＜技術提案の作成に伴う負担について＞

- ・一般的に、高度な技術提案が求められる工事ほど、低価格で入札しなければ落札が困難な傾向にあり、技術提案の作成費用が企業の大きな負担となっている。費用が企業に還元される仕組みを構築することが必要ではないか。
- ・規模の小さな工事についても、年間を通じると施工計画の作成費用が嵩み、社会的な損失は小さくないのでないか。入札手続きの中で技術提案書を提出する企業を絞り込む必要があるのではないか。
- ・建設業界からは、標準案に関する条件明示が不十分で、技術提案を作成しにくいという意見が挙げられている。現場説明会を廃止することで、競争参加者が発注者の意図を汲み取りにくくなっているのかもしれない。透明性の確保を前提に発注者と競争参加者が対話する仕組みを検討してみてはどうか。

＜過度な技術提案の防止について＞

- ・技術提案の上限値が事前に明示された場合、提案が上限値に集中するのは当然である。技術提案の上限値は発注者の内部だけで定めておき、評価に反映させると良いのではないか。
- ・最近の傾向では、各者が満点に近い評価点を得ており技術力の差が付きにくくなっている。しかし、無理に差を付けようとすれば過大なコスト負担を要する提案がなされ、技術ダンピングを助長することが懸念される。

＜手続きの簡素化について＞

- ・インハウスエンジニアで体制を組めないのであれば、外部の発注者支援を活用することが必要である。インハウスのみで処理するために、設定課題数や提案項目数を減らしたのでは総合評価方式の本質的な評価が阻害される恐れがある。